

# 令和7年度自転車乗車用ヘルメット購入費補助金

スマートフォン・パソコンからの

## 電子申請が始まりました！



- ・令和7年度に購入したものは、3月31日までに申請が必要です。
- ・令和8年度(4月以降の購入分)も、補助金は継続する予定です。



電子申請フォーム(あいち電子申請システム)



### △注意△

- ・年度末の申請は、3月31日23時59分までに入力を完了する必要があります。
- ・未成年の方が使用するヘルメットのみ、保護者等による代理の申請が可能です。成人の方はご本人による申請をお願いします。

## 補助金額

自転車乗車用ヘルメットの購入費用の1/2(100円未満切り捨て)

1人1個当たり上限**2,000円**

※装飾品や部品等の費用、購入時の**ポイント利用、送料、値引き分は除く**

補助対象者(ヘルメット使用者) ※下記①～④を**すべて満たす**個人

令和8年3月1日～

**18歳以下(年度末時点)**の方については、**2回目の申請**が可能になりました！  
進学やサイズ変更による買い替え時にご活用ください。

- ①市内に住所を有している(住民登録している)人
- ②暴力団員ではない人、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない人
- ③同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない人
- ④過去に同補助金(他市町村の同補助金を含む)の交付を受けていない人  
ただし、18歳以下の方は2回以上交付を受けていない人



## 補助対象のヘルメット

購入から**3か月以内**で、**安全基準の認証**を受けている『**新品**』の自転車乗車用ヘルメット

安全基準ほか、  
補助制度の詳細は  
コチラから



紙による申請方法は  
裏面をご確認ください

# 補助金の申請から交付までの流れ※電子申請は除く

## (1) 販売店等で自転車乗車用ヘルメットを購入

※購入の際、販売店等に領収書の発行を依頼してください。

※領収書には、下の「(2)領収書」に記載する内容の記入をお願いしてください。



## (2) 申請書等を郵送又は窓口で交通安全防犯課へ提出

※郵送の場合⇒〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 交通安全防犯課宛て

窓口の場合⇒市役所南庁舎4階

※申請書・請求書は、交通安全防犯課窓口、市ホームページから入手できます。

※購入日から3か月以内に申請してください(期限内必着)。

(インターネット等で購入の場合は注文日から3か月以内)

ただし令和8年3月31日(火)より後には申請できません。



提出書類

- (1) 交付申請書兼実績報告書(市指定様式)
- (2) 領収書原本(次の内容が記入されているもの)
  - ①申請者又は使用者(未成年者の場合)の氏名
  - ②領収日
  - ③領収金額(ヘルメットの購入単価がわかるもの)
  - ④購入店
  - ⑤メーカー・品名(ヘルメットの購入がわかるもの)
- (3) 安全基準の認証が確認できるもの
- (4) 請求書(市指定様式)
- (5) 振込口座(申請者名義のもの)が確認できる書類(通帳又はキャッシュカードをコピー・印刷した紙)

### (2)領収書 原本

※記入内容を確認してください。

※領収書が無い場合は申請できません。

領収書の発行が可能な方法でご購入ください。

※「領収書」という文言が記載されているものをご提出ください。

(レシート、請求書、購入明細書等は不可)

※内容が不足している場合は、それが確認できる書類等を添付してください。

### (3)安全基準の認証が確認できるもの

※保証書、取扱説明書、カタログの写し等。

(CEマークの場合は、「EN1078」の表記が確認できるものがが必要です。)

## (3) 交付決定通知書が郵送で到着

※申請書類を審査の上、申請者に通知書を郵送します。



## (4) 補助金が指定口座に振り込まれます

※申請日から概ね1か月半から2か月後の振り込みとなります。

自転車は、手軽に利用できるとも便利な乗り物ですが、交通ルールを守って正しく走行しないと、加害者にも被害者にもなり得る大変危険な乗り物でもあります。

4月1日(水)から自転車の交通反則通告制度(青切符)がはじまります。

安全確保のためにヘルメットの着用と合わせ、自転車の交通ルールの遵守をお願いします。

また、万が一の事故に備えて、自転車損害賠償保険等にも加入しておきましょう。

青切符制度について(愛知県警察HP)

